

## ひょうごの私立高校 就学支援制度のご案内

# 国と県で兵庫県私立高校就学支援！

兵庫県では、私立高等学校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽くするため、国の就学支援金に上乘せして、授業料軽減補助を行っています。この他にも、奨学給付金をはじめ、私立高校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽減するためのさまざまな就学支援制度があります。詳細については、進学を希望する高校、府県、市、町などに直接お問い合わせください。

## 兵庫県私立高等学校授業料軽減補助制度（給付）

すべて申請がなければ適用されません。該当する場合は必ず高等学校等に申請をしてください。

■対象者（国の就学支援金は、市町民税と県民税所得割額の合算が507,000円未満の世帯が対象となります）

兵庫県・大阪府・京都府・岡山県・鳥取県内の私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く。）に就学する生徒の保護者で、次の2つの条件に該当する場合。

- （1）保護者が、平成30年10月1日現在、兵庫県在住であること。
- （2）平成29年の収入に基づく平成30年度の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が257,500円未満であること。（給与所得の場合、年収がおおむね590万円未満程度）

■軽減額（国の就学支援金と県の授業料軽減補助金）（金額はすべて年額）

次の表は平成30年度県内の私立高等学校1年生を対象とした金額です。（大阪府、京都府、岡山県、鳥取県の高等学校に進学した場合及び平成29年度以前入学生は金額が異なります）

※ 高校2・3年生（平成28・29年度入学生）については、入学時の制度が引き続き適用されます。

### 支援金は保護者への直接給付ではありません

就学支援金・県の軽減補助金は、高等学校が代理受領します。直接給付はされませんのでご注意ください。

市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額 （保護者の所得区分）	国の 就学支援金①	県の 授業料軽減金の額②	軽減額合計※ ①+②
生活保護世帯	297,000円	100,000円	397,000円
0円 （年収250万円未満程度）	297,000円	100,000円	397,000円
85,500円未満 （年収350万円未満程度）	237,600円	95,000円	332,600円
257,500円未満 （年収590万円未満程度）	178,200円	54,000円	232,200円
507,000円未満 （年収910万円未満程度）	118,800円	0円	118,800円

※ 各高校の授業料と軽減額合計（上の表の①+②）との差額が保護者負担となります。軽減補助金は各高校の授業料を上限としますので、軽減合計が授業料を超える場合の差額は支給されません。

### 市町民税所得割額・県民税所得割額とは？

市町民税・県民税の特別徴収税額決定通知書や納税通知書で、「市町民税」と「県民税」のそれぞれ「所得割」と書かれた欄の合計金額です（均等割額は含みません）。市町民税決定通知書の写しを提出するか、市町の課税窓口で、「所得割額」のわかる課税証明書を発行（有料）してもらうこともできます。

## ■申請方法（申請は在学する高校へ）

「授業料軽減申請書」（在学の高等学校で配布）に必要事項を記入し、下記の書類等とあわせて、学校が定める期限内に学校に提出。

	保護者の職業形態	提出書類
①	「サラリーマン」など市町民税・県民税全額を給与から天引きされている人	「平成30年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書」の写し
②	「個人で事業を営んでいる人」など市町民税・県民税の全額を市町や銀行の窓口で納めている人	「平成30年度市町民税・県民税納税通知書」および明細書（所得区分・扶養親族数の確認ができるもの）の写し
③	市町民税・県民税を給与から天引きと市町や銀行の窓口等の両方で納めている人	「平成30年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書」の写しと、「平成30年度市町民税・県民税納税通知書」および明細書（所得区分・扶養親族数の確認ができるもの）の写し
④	非課税の人または①②③の通知を紛失した人	平成30年1月1日現在の居住地の市町が発行した「市町・県民税課税証明書」または「非課税証明書」
⑤	生活保護を受給している人	福祉事務所が発行した平成30年1月1日現在に生活保護を受給していることを証明する書類（生徒との扶養関係がわかるもの）

## ■県の授業料軽減制度についての注意事項

- 平成30年9月30日以前に転・退学した場合は対象となりません。
- 平成30年10月1日以降の転退学の場合は、月割りにより計算します。
- 保護者の平成30年の所得が特別な事情により前年に比べて著しく減少する見込みの場合は、その事情を考慮して判定します。
- 失業、倒産等により平成30年の所得が急減する場合は、「私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度」が適用されます。詳しくは、学校または下記の問い合わせ先にお尋ねください。

## ■申請時期の目安

（詳細は、高校入学後に学校にお問い合わせください）

国の就学支援金：4月（1年生）、6～7月（毎年度）

県の授業料軽減補助：6～7月（毎年度）

## ■支援金制度についての問い合わせ先

●進学を希望する私立高等学校

●兵庫県企画県民部管理局私学教育課私学教育班

TEL. (078) 341-7711 (代) FAX. (078) 362-9389

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/pa15/pa15\\_000000008.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/pa15/pa15_000000008.html)

兵庫県 授業料軽減補助 検索

## 私立高等学校奨学給付金制度

### ■対象者

私立高等学校（全日制・定時制・通信制）または中等教育学校後期課程に在学する生徒の保護者で、平成30年7月1日現在、次の両方に該当する場合。

- （1）保護者が兵庫県在住であること。
- （2）生活保護受給者または、平成29年中の収入に基づく平成30年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額が非課税であること。

詳しくは学校にお問い合わせください。

保護者の職業形態		軽減金額（年額） 全日制私立高等学校
生活保護（生業扶助）受給世帯		52,600円
平成30年度 市町民税所得割額 及び県民税所得割額が非課税	下記以外の場合	89,000円
	2人目以降の高校生等※	138,000円

※または、この世帯に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中・高校生を除く）がいる世帯の高校生等

## 高等学校奨学資金貸与制度（貸付）

### ■対象者

兵庫県内に在住する人で、経済的理由により修学が困難な人。所得要件があります。成績要件はありません。

### ■貸与額

月額30,000円（私立高校、自宅通学者の場合）

### ■問い合わせ

（公財）兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課  
TEL. (078) 361-6640

※この奨学資金貸与制度との併給で、高等学校通学交通費貸与制度（貸付）もあります。

## 兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度（貸付）

### ■対象者

①私立高校（通信制課程を除く）に入学予定の生徒の学費負担者。

②兵庫県内に在住する人。所得要件があります。

■募集人員 500名以内

■貸付額 300,000円以内（入学時納付金を対象）

### ■問い合わせ

（公社）兵庫県私学振興協会 TEL. (078) 321-2592

## 私立高等学校独自の奨学金（給付・貸付）

上記の「授業料軽減補助」と「高等学校奨学資金」を受けても教育費の負担が困難な生徒を対象に、修学が継続できるよう、県下の各私立高等学校では、奨学金制度が設けられています。詳しくは進学希望先の各私立高等学校にお問い合わせください。

## その他の奨学金（給付・貸付）

各自治体による奨学金制度があります。お住まいの自治体のホームページまたは直接自治体にお問い合わせ下さい。